＜参考＞地方創生枠（予約採用）推薦者決定通知（見本・本人保管用）

【本人保管用】

重 要

この書類は、あなたが日本学生支援機構の地方創生枠推薦者に決定したことの通知ですので、大切に保管してください。 なお、本推薦者であっても、下記採用条件を満たしていない場合、奨学生に採用されません。

平成31年度 日本学生支援機構地方創生枠（予約採用）推薦者決定通知

平成30年11月11日

管理番号	999-999-999

学生　支援　　様

●●県基金設置団体　印

（印影印刷）

あなたを、下記のとおり平成31年度日本学生支援機構地方創生枠（●●県）の推薦者として決定しましたので通知します。

なお、本決定通知は、平成31年度に進学する場合のみ有効です。平成32年度以降に進学する場合は、再度、申込みが必要です。

記

（採用条件）　（例）●●大学●●学部への入学

（奨学金の種類）　日本学生支援機構　第一種奨学金（無利子）

（３）奨学金に係る返還支援の方法

日本学生支援機構への送金の手続きについて

①返還者は、日本学生支援機構に返還残額証明書の発行を申請する
②日本学生支援機構は、返還者に返還残額証明書を発行する
③返還者は、日本学生支援機構が発行した返還残額証明書を用いて、基金に返還支援請求を行う
④基金は、返還者の氏名、奨学生番号、基金の返還支援額を日本学生支援機構に連絡する
⑤日本学生支援機構は、基金に払込み用紙を送付する
⑥基金は、日本学生支援機構から送付された払込み用紙で、④で連絡した返還支援額（返還残額の全部又は一部）を日本学生支援機構に送金する
ただし、返還支援額が返還残額を上回る場合、基金はその差額を返還者に送金する
⑦日本学生支援機構は、返還支援完了後の返還残額（又は返還完了）を返還者に通知する

留意点

○返還残額証明書の発行については、返還者本人からの申請のみに対応します。
詳細は、おって日本学生支援機構のホームページでお知らせします。
○なお、返還者が基金の返還支援要件（一定期間の就業等）に違背した場合でも、日本学生支援機構は一切関知致しません。

日本学生支援機構以外の奨学金について

○地方自治体、大学、民間奨学団体等に送金する場合は日本学生支援機構への送金手続きを参考に各団体と基金において送金方法等を決定してください。